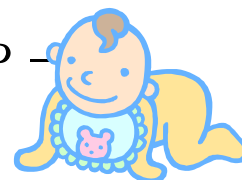


平成30年11月開講 パソコン財務会計科(P-11)託児サービスを利用される皆様へ



対象者	次のいずれにも該当する方 ① 訓練開始日において生後6か月以上の就学前の乳幼児の保護者であって、職業訓練を受講することによって当該乳幼児を保育することができない方 ② 同居親族その他の方が当該乳幼児を保育することができない方
期間	託児サービスを受けることができる期間は職業訓練の期間中です (平成30年11月2日入所～平成31年1月31日修了まで)
場所	奈良県大和郡山市九条町361-1 みらい保育園
時間	8:30～17:30
料金	託児サービス料は無料です ただし、託児サービスに含まれない食事、ミルク代、おむつ代等は受講者(保護者)の負担となりますのでご注意ください

◆みらい保育園より

持ち物等	<ul style="list-style-type: none"> ◆衣服は活動しやすく汚れてもよいもの、着脱しやすいものを着せていただき、事故防止のために靴下は脱がせてください。 ◆飲み物は水筒に入れて多めに持参してください。 昼食は注文いただけますが、ご持参いただいても結構です。 ◆おむつはご持参ください。 ◆ミルクの必要な赤ちゃんには、保育スタッフが調乳し飲ませますので、各自ミルク、ほ乳びんをご用意いただいた上、飲む時間をご指示ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆託児時間の前後は、保護者と保育士の連絡時間です。朝は余裕を持ってお越しになり、お子さんの機嫌や体調等生活上の注意点を保育スタッフにお伝えください。 ◆託児には万全を期していますが、万一の場合には、適切な処置を講ずるとともに団体傷害保険に加入しています。(保険料の負担はありません。) ただし、保険の適用外のこともあります。

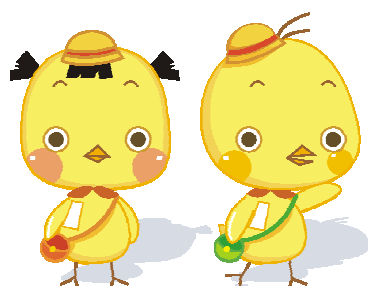
【託児所利用についてよくある質問 Q&A:】

Q: 託児所の手続きは、どのようにしたらよいですか?

A: 該当者の方は、入校日までに必ず託児所で手続きを行ってください。託児所を利用するにあたり、お子さまの必要な持ち物等については、託児所に再度確認しておいてください。

Q: 「職業訓練受講期間中に係る託児サービス利用申込書」はいつ提出するのですか?

A: 利用申込書は必要事項をご記入いただき、入校日に訓練校まで提出してください。
利用申込書の「●託児サービス利用対象児童の家庭の状況(同居の場合に限る)」の箇所については、同居されているすべての方のお名前(訓練を受講される方も含める)をお書き下さい。
訓練受講される方の職業については「無職」で記入してください。



★訓練内容についてのお問合せ
ウィルパソコンスクール
大和郡山教室 TEL 0743-52-1833

★託児サービスについてのお問合せ
みらい保育園 TEL 0743-53-2284